

北海道医療費適正化計画検討協議会設置要綱

(設置)

第 1 条 「高齢者の医療の確保に関する法律」の規定に基づき、住民の健康保持の推進及び医療の効率的な提供の推進などに関し、本道において達成すべき目標などを定める「北海道医療費適正化計画（第 4 期）」（以下「計画」という。）を策定するに当たり、広く関係者の意見を反映させるため、北海道医療費適正化計画検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所管事項)

第 2 条 協議会は、計画策定に関する次の事項について協議を行う。

- (1) 住民の健康の保持の推進に関し、道において達成すべき目標に関する事項
- (2) 医療の効率的な提供の推進に関し、道において達成すべき目標に関する事項
- (3) 道における医療に要する費用の調査及び分析に関する事項
- (4) 計画期間における医療に要する費用の見通しに関する事項
- (5) その他必要と認められる事項

(組織)

第 3 条 協議会は 15 名以内とし、座長及び委員をもって組織する。

2 座長は、委員が互選した者をもって充てる。

3 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療関係者
- (3) 関係機関・団体の者
- (4) その他必要と認められる者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は令和 5 年度末までとする。ただし、任期途中で退任した委員の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第 5 条 協議会の会議は、保健福祉部長が招集する。

2 協議会の会議は、座長が主催する。

3 座長が不在のときは、座長が指名する委員がその職務を代理する。

4 座長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第 6 条 協議会の庶務は、保健福祉部健康安全局国保医療課において行う。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 7 日から施行する。